



# りそな銀行アジアニュース

平成 23 年 12 月 16 日  
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【香港駐在員事務所/台湾】

## 「日台間の航空自由化(オープンスカイ)協定について」

双方の外交窓口である日本の交流協会と台湾の亜東関係協会は、2011 年 11 月 10 日相互の航空自由化(オープンスカイ)について取り決めた「日台航空協議」修正文書に調印しました。これにより、日台双方の観光産業発展の他、貨物流通や経済・貿易の面での往来が更に活発となると見られています。主な内容は以下の通りです。

### ○「日台航空協議」修正の主な内容

	項目	主な内容
(1)	定期便運航の一部自由化	・定期便運航をする航空会社数を制限しない。
(2)	航空便数の一部自由化 (羽田・成田便除く)	・羽田、成田を除く日本の各空港から台湾の各空港への往復便については、便数を制限しない。
(3)	東京⇄台湾間の 路線増便	・台湾の航空会社は、成田路線において旅客便を週 2 便、貨物便を週 4 便増便することができる。 ・日台の航空会社は、羽田空港の夜間航空便を利用し、台湾の松山空港以外の空港で週7便就航(旅客便・貨物便共)できる。
(4)	航空便数の 完全自由化	・2013 年夏予定の、成田空港発着枠の年間延べ 27 万回への拡大が実施される際には、日台間全ての航空便数は自由に設定できる。
(5)	チャーター便の 完全自由化	・不定期の旅客便、貨物チャーター便の運航について、運航する航空会社の数および便数を制限しない。

【出所:台北駐日経済文化代表処、台湾の亜東関係協会 HP】

照会先:法人ソリューション営業部国際業務室(東京)電話 03-6704-2723  
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 \*禁無断転載